

借り過ぎ・貸し過ぎを防ぐため

6月18日から

3 貸金業法が 大きく変わります！

平成 18 年に成立した消費者金融などの貸金業者の業務等について規制する法律「貸金業法」が、平成 22 年 6 月 18 日に施行されます。

【ここが変わります！】

- 借入総額が「年収の3分の1」を超える場合、新規の借入れができなくなります。
※貸金業者からの借入れに限ります。すでに借りている分については、契約どおり返済すれば問題ありません。
- 借入れの際、年収を証明する書類を提出しないと借りられない場合があります。
※専業主婦（主夫）の方は、配偶者の年収を証明する書類、同意書などが必要です。

ヤミ金融からは絶対借りないで！！

「返せない」「借りられない」など困ったら、まず下記にご相談を！

相談窓口

- ◆ 福岡財務支局（多重債務相談窓口） ☎ 092・411・7291
- ◆ 消費者ホットライン ☎ 0570・064・370

金融庁・消費者庁

法律の詳しい内容は、金融庁ウェブサイトでご確認ください。
【URL】 <http://www.fsa.go.jp/>

4 「子育て応援の店」 1万店突破！

地域全体で子育て家庭を応援していこうと、福岡県では平成 18 年 10 月から「子育て応援の店」事業を実施しており、平成 22 年 3 月に 1 万店舗を突破することができました。

「子育て応援の店」では、キッズスペースの設置やミルクのお湯の提供など、それぞれのお店で考えたサービスを小学校入学前の子どもがいる家庭に提供しています。

「子育て応援の店」は、左の黄色のシンボルマークが目印です。その他、「子育て応援の店」は下記ウェブサイトや携帯電話サイトからも検索いただけます。また、「子育て応援の店」は随時募集していますので、詳細等はお問合せください。

【「子育て応援の店」を探す？、サービス内容を調べるには？】

- ◆ パソコン用ウェブサイト <http://www.fp-kikin.or.jp/kosodate/>
- ◆ 携帯電話用ウェブサイト <http://www.fp-kikin.or.jp/ik/>
※携帯電話の QR コード読み取り機能を使えば、右の QR コードからも検索ページにつながります。



問合せ先

財団法人福岡県地域福祉財団 ☎ 092・582・2396



暮らしの
情報